

1920年代の和議手続の実情

浅野, 雄太
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7329597>

出版情報 : 法政研究. 91 (3), pp.1-21, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

1920年代の和議手続の実情

浅野雄太

- I. はじめに
- II. 和議法に対する期待と現実
- III. 銀行を対象とする和議法の運用状況
- IV. 分析——特に戦後倒産法との関係について
- V. おわりに

I. はじめに

1. 本稿の意義

本稿は、表題の通り主に1920年代の和議手続の実情を紹介することを目的とするものであるが、その前提として同時代の和議手続を紹介することの意義について述べておきたい。

前稿でも述べた通り、他の法分野において、戦前期から戦後にかけての法の連続性⁽¹⁾という観点からこれを把握しようとする動きがみられる一方、こと倒産法の分野においては戦前から戦後直後の法の把握については学説での検証は従来不十分なものであった。そのような状況下において筆者の究極的な目的は倒産法における戦前・戦後の法の連続性を検証することであり、より倒産法の文脈に引き付けて具体的に述べれば、戦前と戦後で倒産理論がいかに変化したのか、戦後のアメリカ法導

(1) 拙稿「戦前期倒産事件の統計」法政研究91巻1-2号(2024年)掲載予定。

(2) その業績については、小野博司ほか編『戦時体制と法学者 1931～1952』(国際書院・2016年)にまとめられている。また、戦前の和議法を法制史の観点から述べる文献として、園尾隆司『民事執行・訴訟・破産の近現代史』(弘文堂・2009年)特に281頁以下。

入に際し、免責手続以外にも影響が生じた点があったのかにつき検討しようとするものである。

本稿は、以上の検討の地固めとして、1920年代の和議法の理論および実務を紹介するものである。同法については戦後も長らくその不備が指摘されており、利用件数も低調であった⁽³⁾。後述する通り、基本的な傾向としては戦前も同様といえる⁽⁴⁾ことができる。そしてそれゆえ、戦前の和議法（より正確には、戦前の倒産法全体）についての研究はこれまで十分ではなかったように思われる。

しかしながら、戦前～戦後にかけての法のつながりを研究するにあたって、和議法（および破産法）は戦後にかけても存続し、最終的には民事再生法に発展するところ、戦前期の議論——特に和議法に対する批判——が戦後にいかなる影響を及ぼしたか、また当時の私的整理ないし戦後に制定された会社更生法が和議法といかなる関係に立つか——例えば、現在の民事再生法と会社更生法のごとく、和議法は中小企業向けの再建手続、会社更生法は大規模な会社の再建手続として住み分けが期待されたのか——そして、会社更生法制定により和議法に対する従来の議論にいかなる影響が生じたのかは、解明されるべきと考える。

そこで本稿は、戦前から戦後にかけての倒産法の連続性を検討するうえでの第一歩として、1920年代、すなわち和議法制定直後の同法に対する学説および実務を、特に実務については2で述べる通り当時の銀行破綻処理に焦点を当ててを詳解するものである。

(3) 従来和議法につき指摘されてきた不備としては、①開始原因が破産原因事実がある場合以降に限られ、手続開始が遅きに失すること、②和議開始時に和議条件の申出が要求され、十分な根拠を持たない和議条件が立案されやすいこと、③別除権たる担保権の制約可能性に欠けること、④出席債権者の過半数かつ総債権者の4分の3という和議可決要件が厳格にすぎること、⑤和議債権者や整理委員、和議管財人といった各種機関の役割分担が不明確であること、⑥否認制度が存在しなかったこと、⑦債権確定手続を欠き、履行確保の面などで不安が残ること、⑧認可決定確定後の履行確保手段に欠けることが指摘されていた（伊藤眞編集代表『民事再生法逐条研究——解釈と運用』（2002年・有斐閣）10頁、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣・2022年）839頁など）。

(4) 厳密には、和議は昭和30年代まではあまり用いられなかった一方、昭和40年代に入り大阪を中心として増加を見せ、昭和50年代に入ってから事業者倒産において最も利用される手続になったとされる（麻上正信＝谷口安平編『注解和議法〔改訂〕』（青林書院・1993年）7頁〔谷口安平〕）。

2. 検討の流れ

Ⅱではまず、和議法制定直後の、学説での和議手続利用に対する期待と、それに反して実際には同手続がほとんど用いられていなかったこと、そしてなぜ利用が低調に終わったのかについての、当時の学説の分析を見る。

次いでⅢでは、1920年代後半の銀行破綻時の和議手続利用について扱う。後述の通り1920年代後半から景況感悪化ないし政治的問題に伴い日本では銀行の倒産が相次いだところ、一部銀行については和議手続を利用して再建を図ろうとする動きがみられるとともに、政府においても和議法の利用を促進することで、銀行破綻に伴い預金者等に対して生じる混乱を緩和しようとする議論が行われていた。戦前の和議の実務的な内情について触れる文献はほとんど見られない中で、銀行破綻は和議の実務を把握するうえでも貴重な資料を提供してくれると考える。そこでⅢでは、銀行破綻と和議法ないし倒産法との関係、政府および学説の議論を紹介しつつ、このような議論の特徴についても取り上げる。

そしてⅣでは、ⅡおよびⅢで述べた議論を整理したうえで、(i)当時の和議法をめぐる議論と現在の日本の倒産法における議論との相違点、および、(ii)現在に至るまでに再建型手続100年の中で戦前の和議法がどのように位置づけられ、また現在の再建型手続とどのような関係に立つのかについて検討する。具体的には、①決議要件についての変遷等から見ての、多数決による整理案可決に対する警戒感その他濫用のおそれについての意識の変化、②各再建型手続の対象債務者の変遷、そして③債権者平等をめぐる考え方の変化に焦点を当てて、上記の点につき考えるものである。

Ⅱ. 和議法に対する期待と現実

1. 和議法制定時の議論——他の倒産処理手続と比較しての和議手続の優位性

和議法制定時には、その立法理由として他の倒産処理手続と比較しての優位性が説かれていたが、この「他の倒産処理手続」の内容につき、現在に至るまで学説はもっぱら①破産手続と比較しての和議手続の優位性からその意義に着目していたように思われる。しかし当時は②私的整理と比較しての和議手続の優位性も説かれていたのであり、順を追って説明したい。

(1) 破産手続と比較しての優位性

まず和議法定直後における学説からの同法への期待、すなわちどのような役割を果たすことが和議手続に期待されたかについて、一言でいえば破産手続の予防が目的とされたに⁽⁵⁾尽きる。

より具体的には、破産手続が開始されることについての債務者や債権者、そして社会的不利益から和議の意義が説明される。破産手続が開始されれば、まず債務者にとっては、従来の営業が不可能となり、また破産により生じる自由の制限、信書の秘密の侵害その他公私権を喪失するほか、社会的信用の失墜、すなわち「破産者としての汚名」を受けることとなる。また債権者にとっても、同手続での財産換価のためには多くの時間を要するとともに、債務者の従来の事業継続が不可能となることで財産の売却価格も比較的少額となり破産手続が費用倒れになるおそれも存在することから、破産手続は望ましくないといえる。

これに対して和議手続であれば、債務者は、破産により債務者により生じる上記のような制限、信書の秘密その他公私権の喪失、信用の失墜等を免れることができるとともに、従来の業務を継続することができる。このような従来の業務の継続は、債権者にとってもより高額の弁済を受けられることから有利となり、また社会経済的にも有用となる。

一方で、破産手続と比較しての和議手続に対する批判として、第一に、和議手続が破産手続に先行することで破産手続開始および進行の遅延を招くため、債権者だけでなく一般経済界にも不利益ではないか、第二に、和議制度の存在により商人である個人は誠実な営業をせず、無責任な経営を助長してしまうのではないかと、逆に

(5) 参照しえたものとして、加藤正治「和議法案概説」同『破産法研究 第五巻』(有斐閣・1923年、初出・1922年。加藤①)、同『和議法要論』(有斐閣・1935年。加藤②) 1頁、斎藤常三郎「和議制度を論ず(一)」法学論叢12巻5号(1924年) 1頁、竹野竹三郎『和議法原論〔第三版〕』(大同書院・1925年) 1頁、岩本勇次郎『破産法和議法概論』(巖松堂書店・1926年) 213頁、武内常吉『和議法理論及手続』(同文館・1926年) 1頁、金井正夫『実例和議手続詳解』(巖松堂書店・1927年) 1頁、尾高武治『破産予防を目的とする和議法〔訂正増補第2版〕』(清水書店・1927年) 1頁。

(6) より具体的には、当時の法律の下では以下の職業制限等がかかる(斎藤・前掲注(5) 10頁。関係法令は略)。^①後見人や遺言執行者になることができない、^②国政選挙及び地方選挙での選挙権・被選挙権を失う、^③各種文官や判事、刑事、弁護士、公証人、教員、弁理士等の資格を喪失する、^④陪審員となることができなくなる、などである。

和議手続が利用できなかった債務者は不誠実との烙印を押されてしまうのではないか、という点が指摘されていた。⁽⁷⁾

これらの批判に対する反論として、第一の批判については、和議が不成立であれば職権で破産手続に移行するとともに、和議手続で行われた調査はそのまま破産手続に流用されるため手続が不当に遅延することはないとされ、第二の批判については、誠実な債務者についてのみ和議手続が開始されるのであるから、むしろ和議手続の存在により債務者の誠実性が促進されるとする。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

(2) 私的整理と比較しての優位性

さらに、以上のような破産手続と比較しての和議手続の優位性に加えて、1920年代からすでに、私的整理と比較しての和議手続の優位性または同等性からも、和議制度の意義が説明されている。

すなわち、第一に、私的整理では、多数の債権者が再建計画に賛成していたとしても少数者がこれに不賛成であった場合には当該再建計画は不成立となってしまうところ、和議手続であれば、このような場合であっても法律の力で当該再建計画に拘束できること、第二に、私的整理は秘密裡に行われるために不公平な行為が行われやすい反面、和議手続であれば公開かつ公平な進行ができる点に、和議手続の優位性が見いだされるとする。⁽¹⁰⁾

他方で、和議法については、以下のような私的整理と対比した場合の疑義も指摘されていた。第一に、和議手続では債権の調査確定に時間を要してしまうのではないかという批判、第二に、多数決による整理計画の確定は個人の自由を否定するものであるという批判、第三に、和議手続は公告が行われるため私的整理と比較して信用の失墜が大きいのではないかという批判、そして第四に、和議手続は裁判上の手続であるために費用を要し、よって配当額が私的整理に比して少額になるのではないかという批判である。

これらに対し、まず第一の批判については、和議手続における債権の調査確定は

(7) 斎藤常三郎「和議制度を論ず(四)」法学論叢13巻2号(1925年)72頁。

(8) 斎藤・前掲注(8)70頁。

(9) 斎藤・前掲注(8)72頁。

(10) 加藤①・前掲注(5)488頁、加藤②・前掲注(5)10頁、斎藤常三郎「和議制度を論ず(二)」法学論叢12巻6号(1924年)55頁。

議決権確定のためであって破産手続ほどには正確に行われな⁽¹¹⁾いため時間を要しない、第二の批判については一般経済の発展という観点からやむを得ない、第三の批判については、和議手続を利用しようとする者はその破綻を世間一般に明らかにすることはもとより予測しており、破綻を明らかにしてもなお和議を成立しようとするものであるためこの批判は当たらない、そして第四の批判に対しては、具体的事件（後掲Ⅲ 1）を参照しつつ、私的整理と比して和議計画での弁済率に劣るものではないとする⁽¹²⁾。

2. 和議法の利用実績

以上のように、特に破産予防という機能を期待された和議法であり、特に現在と比べても破産者に課される権利制限は苛烈であることから、同法は大きな意義を有すとも考えられたものの、実際には利用は伸びず、特に施行後数年間はほとんど利用されない状況が続いた。和議手続の申立件数を示す以下の表【1】⁽¹³⁾は、このような状況を端的に表している。

表【1】の通り、和議法施行後の大正12年から大正15年（昭和元年）までは新受件数は100件未満であった。Ⅲでみる通り、昭和年代に入ってから件数の増加傾向が見られ、おそらくその背景の1つには銀行の倒産処理があると思われるが、次の3ではなぜ和議法の利用が低調となったのか、当時の学説の分析を紹介したい。

3. 和議法に対する学説からの批判

なぜ和議法の利用が十分にされていないのかにつき、大まかに分ければ①濫用的な和議申立てに対する批判、②それ以外の批判に分かれる。これらについては斎藤常三郎博士により、対応策も含め以下の通りまとめられている⁽¹⁴⁾。

(1) 濫用的和議申立てに対する批判

濫用的和議申立ての原因として、第一に、債務者による財産隠匿行為に対する制裁の不十分がある。和議法13条は財産状況明細書および債権者一覧表を提出する義

(11) 斎藤・前掲注（8）60頁。

(12) 斎藤常三郎「和議制度を論ず（三）」法学論叢13巻1号（1925年）93頁。

(13) 斎藤・前掲注（8）64頁。

(14) 斎藤・前掲注（8）66頁。

(15) 以下は、拙稿・前掲注（1）およびそのデータ元である『司法省民事統計年報』に基づく。

(16) 以下については、斎藤常三郎「和議の濫用と其防止」同『破産法及和議法研究 第七巻』（弘文堂・1931年）173頁以下参照。また、園尾・前掲注（2）281頁も参照。

表【1】 和議手続申立件数

西暦	和暦	和議申立て		
		前年より (旧受)	新受	計
1923年	大正12年	0	33	33
1924年	大正13年	13	39	52
1925年	大正14年	16	87	103
1926年	昭和1年	31	96	127
1927年	昭和2年	40	134	174
1928年	昭和3年	59	145	204
1929年	昭和4年	44	181	225
1930年	昭和5年	72	184	256
1931年	昭和6年	83	173	256
1932年	昭和7年	82	192	274
1933年	昭和8年	72	102	174
1934年	昭和9年	51	106	157
1935年	昭和10年	46	84	130
1936年	昭和11年	35	73	108
1937年	昭和12年	27	79	106
1938年	昭和13年	45	54	99
1939年	昭和14年	35	49	84
1940年	昭和15年	30	48	78
1941年	昭和16年	18	54	72

務について定めているものの、債務者が財産状況を明白にすべき義務を履行しなかった場合の制裁については和議法には明文がなく、ただ申立てを不適法とすることが適当とされるのみである。また、財産調査について、和議開始前は整理委員に（和議法21、22条）、開始後は和議管財人に（同法36、37条）一定の権限が与えられており、債務者がこれらの説明を拒みまたは虚偽の説明をし、もしくは財産調査を拒んだ場合には一年以下の懲役もしくは1000円以下の罰金に処せられる（同法70条1項、金額は当時のもの）とともに、裁判所は、和議申立てを破産回避の目的で行ったとして棄却すべきこととなる（同法18条）。しかしながら、1000円以下の罰金は少額であって、債務者の義務違反を防止するには不十分であり、義務違反が認められれば職権での破産手続を認めるべきとされる。⁽¹⁷⁾

(17) 斎藤・前掲注(12) 219、235、241頁。

第二に、債務者の財産減少行為がある。これはいわゆる許害的な財産処分のほか、和議計画案可決のために債権者を買収する、すなわち特別の利益を供与することも含まれる。ただしこれらについては、否認権や財産処分権の制限（和議法31条⁽¹⁸⁾）、和議条件によらない特別の供与を無効とする規定（和議法49条および破産法305条⁽¹⁹⁾）などにより対処可能であるとする⁽²⁰⁾。

第三に、品位無き債務者（Unwürdiger Schuldner）の存在である⁽²¹⁾。論者によれば、例えば債務者が破産回避の目的をもって和議申立てを行った場合や和議申立人の所在不明の場合のほか、業務を誠実に追行する意思がない場合やその経営方法がずさんである場合なども、和議手続を開始させるべきではないとする。

第四に、和議申立てから和議開始まで、および和議手続に時間を要することであり（後掲⁽²⁾）、その間に前掲財産減少行為等が行われる可能性がある⁽²²⁾。

第五に、債務者が極力有利な和議を得るために、その弁済率を少なくすることを防ぐことができないことにある⁽²³⁾。

第六に、投票買収または仮装債権による可決を防止する規定がないことにある。当時の和議手続においても、和議債務者に対する自称債権者が、実際には和議手続開始前に債権を取得した債務者の近親者であることも少なくないとされる。また債権者の側も、債権者の頭数確保のために債権を（仮装）譲渡することも見られるという⁽²⁴⁾。これを防止するためには、和議手続開始申立前一定期間に債権者となった者や債務者の近親者の債権を定足数から除外するなどが考えられるとする⁽²⁵⁾。

第七の原因として、監督機関の不十分がある。和議法においては債務者の監督機

(18) 債務者は和議開始の申立以降は通常範囲に属しない行為を行うことができず、また和議開始後は和議管財人の同意なしには通常範囲に属しない行為だけでなく管財人の異議が述べられた行為をすることができない。

(19) 旧破産法を指す。以下同じ。

(20) 斎藤・前掲注 (12) 250頁以下。

(21) 斎藤・前掲注 (12) 271頁以下。

(22) 斎藤・前掲注 (18) 273頁。

(23) 斎藤・前掲注 (12) 277頁。もちろん、和議法制定時から、破産配当を下回る弁済率しか定めない計画であれば「和議債権者ノ一般ノ利益ニ反スル」として不認可となるとされていた（竹野・前掲注 (5) 236、280頁）。

(24) この問題は平成年間でも生じており（最決平成20年3月13日民集62巻3号860頁など）、100年以上放置された問題となっている。

(25) 斎藤・前掲注 (12) 280頁以下。

関として整理委員および和議管財人が存在するが、これらを監督する債権者委員などの制度は存在しない。⁽²⁶⁾

最後に、和議認可後に債務者の監督が行われないことにある。⁽²⁷⁾これがために和議計画案可決後の和議の不履行、あるいはそもそも和議条件を履行する意思がないままの和議申立てが助長されることとなる。例えば、和議条件で3割弁済すると定めたとところで、和議可決後にその通り履行される保障はない。債務者が和議条件を履行しない場合には和議の取消し（和議法62条以下）を求めることもできるものの、取消しを行えば破産手続に移行し、債権者に損害が生じてしまうこととなる。また債権者への保護が薄くなる結果、結果として和議計画への賛成にも悪影響が生じてしまうとする。この点に関し、同時期の調査によれば、認可後の和議事件の履行率について、全く履行がないものが6割、一部履行があるものが3割、完全に履行されたものが1割とされる。⁽²⁸⁾

(2) 濫用的和議申立て以外の問題点

次に、(1)以外の和議法の問題点として、以下の当時から学説では以下の点が挙げられていた。⁽²⁹⁾

第一に、和議手続開始に伴う公告制度である。日本人はとりわけ倒産手続開始という不名誉を嫌うところ、和議開始の公告によりそれが一般へと知れ渡ってしまうことが和議手続の申立てを躊躇させる原因になるとする。これに対しドイツでは、当時から倒産手続は強制執行の一種という認識でありしたがってさほど不名誉なも

(26) 斎藤・前掲注(12) 287頁以下。日本において再建型手続での債権者の関与が小さいことについては現在でも課題とされており（杉本純子「債権者機関（債権者集会・債権者委員会）——日米の比較にみる債権者機関の役割と位置づけ」佐藤鉄男=中西正編著『倒産処理プレーヤーの役割』（民事法研究会・2017年）250頁以下）、第六の課題（前掲注(24)）とともに、戦後ないし2000年前後の立法期になぜこれらの課題が放置されたのかについては、今後改めて検討したい。

(27) 斎藤・前掲注(12) 296頁以下。

(28) 中川一郎「和議法施行後の実績と和議法の改正卑見」法律新聞3664号（1934年）3頁。同文献では、濫用的な和議申立てに対応するための改正案として、①和議条件の履行につき監督機関を設置すること、②異議のない債権に対して破産裁判所が執行文を付与すること、③和議条件の履行を確保するため債務者に担保の提供をさせること、④和議条件不履行の場合には和議債権者の申立てにより直ちに破産宣告をすることを認めることを挙げる（同・4頁）。

(29) 以下については、斎藤常三郎「和議と銀行」国民経済雑誌41巻4号（1926年）42頁以下を参照している。

(30) 斎藤・前掲注(29) 42頁以下。

のとはとらえられておらず、倒産手続の申立件数も日本に比べ多いとする。

第二に、予納金（和議法14条）について、個人事件の場合であっても⁽³¹⁾300円の納付が必要とされる点である。和議申立てを行う者がこの額を収めることが困難となる場合も少なくない。当時の破産法では債務者が申立てをする際には予納金の納付が不要であり、国庫が仮支弁を行うところ、和議事件についてもこの制度を導入すべきであるとする。

第三に、和議申立てから和議開始の決定および和議成立に要する期間であり、当時は和議成立までに6カ月から1年、場合によってはそれ以上要する場合もあるとされる。⁽³²⁾和議開始決定についても、これが遅くなれば債務者の営業が困難となり破産手続に移行せざるを得ない場合もあるため、例えば債権者の和議開始に際してはその債権が疎明されればなるべく早く和議開始決定をすべきであるとする。

第四に、債権者集会での和議計画案の可決については債権者の書面承諾を認めていない点であり、⁽³³⁾債権者が多数かつ遠方にいる場合には不便である。特に銀行の和議の場合には預金者が何千、何万にのぼることから、書面投票ではなく現地での投票となったことにつき不都合が生じたとする。⁽³⁴⁾

第五には和議申立濫用防止のために和議条件に最低限度を定めるべきこと、第六には可決要件の問題であり、和議法下では債務免除、支払延期いずれについても和議条件の可決要件として債権者数過半数かつ債権額4分の3以上の同意を求めているところ（和議法49条1項が準用する破産法306条）、これらの問題点に対する措置として支払延期の場合には可決要件を緩和すべきことを挙げる。⁽³⁵⁾

(31) 斎藤・前掲注(29)46頁以下。金額は当時のもの。

(32) 斎藤・前掲注(29)46頁以下。具体的に和議成立までに要する期間については、拙稿・前掲注(1)(4-3)参照。

(33) 現行民事再生法169条2項2号と対比。

(34) 斎藤・前掲注(29)48頁。

(35) 斎藤・前掲注(29)48頁以下。

Ⅲ. 銀行を対象とする和議法の運用状況

1. 銀行に対する和議法の適用の試み

(1) 金融恐慌に対する政府等の対応

以上のような和議手続の運用であったが、銀行整理においては和議手続が相応に用いられたとされ、例として、斎藤常三郎博士は1924年に神戸区裁判所で開始された岸本銀行の和議手続では和議手続で示された再建案が弁済率5割であり、破産手続であればせいぜい2割であったことをとらえて破産手続に対する和議手続の優位性を強調するとともに、同時期に行われた銀行（高知商業銀行）の私的整理においても整理案で提示された弁済率が5割であったことから、私的整理と和議手続の違いも大差ないことを述べる。また同じく当時の文献では、和議手続の簡易迅速性にもかかわらず、和議の申立ては間接的に倒産状態の自白となり経済的信用を失墜させるために従前十分な利用がされてこなかった一方、既に休業した銀行の経済状態は公知の事実であるために和議手続による解決が志向されたとの事情もあるという⁽³⁹⁾。

破綻銀行の処理に和議手続を用いようとする流れは、震災手形処理問題および当時の蔵相の失言に端を発する、1927年の金融恐慌においてさらに強まることとなる⁽⁴⁰⁾。和議法運用の在り方の前提として、簡潔にはあるが、当時の経済対策につい⁽⁴¹⁾

(36) なおそれ以前の銀行破綻との関連では、1900年代より、仮に関係者間での利害調整ができず、かつ資金援助も受けることができなかった場合の最終手段として破産申立てが行われていたが、預金債権が大幅にカットされて預金者が大きな損失を受け、これがさらに他の銀行の預金者に連鎖的な不信を招くという深刻な教訓を残したとされる（伊牟田敏充「銀行整理と預金支払」石井寛治＝杉山和雄編『金融危機と地方銀行——戦間期の分析——』（東京大学出版会・2001年）27頁。

(37) 斎藤常三郎「最近阪神地方にあらはれたる破産及び和議を中心として（其一）」国民経済雑誌38巻2号（1925年）15頁、29頁。

(38) 斎藤常三郎『破産法及和議法研究 第七巻』（弘文堂・1926年）113頁。

(39) 樋貝詮三「銀行預金譲渡と和議法」法律春秋2巻10号（1927年）86頁。

(40) 金融恐慌についての詳細につき、高橋亀吉＝森垣淑『昭和金融恐慌史』（講談社学術文庫・1993年）、佐高信『銀行倒産 ドキュメント金融恐慌』（講談社文庫・1992年）など。

(41) 金融恐慌下の休業銀行処理に焦点を当てた先行業績（ただし、いずれも銀行史ないし金融論から論じたもの）として、伊牟田・前掲注（36）23頁のほか、大佐正之「金融恐慌」拓殖大学論集104・105号（1976年）189頁、同「金融恐慌の後始末」拓殖大学論集110・111号（1977年）295頁、石井寛治「戦間期の金融危機と地方銀行」石井＝杉山・前掲注（36）3頁、後藤新一「銀行破綻史」（日本金融通信社・1983年）特に151頁以下、山崎廣明「昭和金融恐慌」（東洋経済新報社・2000年）特に37頁以下、杉山和雄「金融恐慌後の休業銀行整理政策」人文社会科学論集

て以下述べておきたい。

1927年6月、当時の三上忠造蔵相と井上準之助日銀総裁との間で休業銀行の整理方針が決定され、その中で独立して営業を継続しうる銀行については独立開業を促し、そうでないものは整理銀行を設立してこれに合併する旨が決定された。その後同年9月には整理銀行として昭和銀行の設立が決定され、同年12月1日を開業日とすることが定められた。独立開業が困難とされた銀行（具体的には、左右田、村井、中井、中沢、八十四銀行）の昭和銀行への合併の前提としては、整理案を作成し、確定させることが求められたが、その確定は、後掲2で述べる問題点を踏まえ、和議法ではなく全債権者の同意を得た私的整理によるものとされた。

ところが左右田銀行以外の銀行については、重役の私財提供および日銀特融があってもなお全預金者の同意を得ることが難航したため、同年12月5日、大蔵省は「年内預金支払便法」⁽⁴³⁾を発表した。その中には、100円以下の預金者ないし整理案により100円までの支払を受けることを承諾した預金者には各銀行から払戻しもしくは弁済供託を行うとともに、各休業銀行は当該供託を行っただけで和議開始を申し立てるという条項があり、少なくとも和議を成立させ、破産だけは回避しようとする方針を見て取ることができる。

(2) 和議法の具体的適用および若干の考察

以上の方針の上で、中井銀行、中沢銀行については和議手続を申し立てることなく全債権者の合意を得て整理案が確定され、昭和銀行に合併された。他方で以下の3銀行については次に述べる通り和議申立てに至っている⁽⁴⁴⁾。

- ① 近江銀行：149万円以下の預金については100万円を支払い、それ以上の預金については66.9%を支払う整理案につき、預金者8万2000人かつ滋賀県内の預金者の整理案に対する反対が強く、預金者全員の承諾を得ることは困難であるとして、1928年2月3日に大阪区裁判所に和議を申立て、その後2月17日には和議

17巻（2001年）1頁、白井博之「昭和金融恐慌後の銀行経営と破綻銀行の預金支払いについて」甲子園短期大学紀要24号（2005年）39頁。

(42) これらのほか、東京渡辺銀行、あかち貯蓄銀行は資産内容が極めて悪いとして除外された（杉山・前掲注（41）6頁）。

(43) 詳細につき、山崎・前掲注（41）110頁、杉山・前掲注（41）10頁、白井・前掲注（41）42頁。

(44) 以下については、伊牟田・前掲注（36）35頁以下および山崎・前掲注（18）47頁以下参照。各銀行の設立経緯などについては本稿では省略し、これらの文献を参照された。

可決要件である預金者の過半数かつ預金額の4分の3以上の同意を得たとして3月1日に和議開始、同月28日に和議が可決され、同年5月には和議が認可されたとしてその債権債務を昭和銀行に引き継いだ。

② 村井銀行：170円94銭までの預金については100円を支払い、それを超える額の預金については58%を弁済するとの整理案につき、当初は承諾調印に難航したものの、(1)の支払便法に基づく小口債権者への支払および日銀特融の融資により96%の払戻しを行ったことから承諾率は口数にして97%、金額にして95%となった。これを受けて1928年2月8日に和議を申立て、さらに3月初めには全債権者が整理案に賛成したため同月5日に申立てを取り下げ、その後4月15日に資産負債一切を昭和銀行に引き継いだ。

③ 八十四銀行：100万円以下の預金を全部支払い、これを超える預金は5年の分割弁済とするという整理案につき、1928年1月末の段階で92%の預金者の同意を得たものの、残りの預金者は訴訟係属中の者もいるなどの理由により同意を得ることが難しいとして同年2月9日に和議開始の申立てを行った。その後和議手続の進行に伴い整理案未調印者全員から整理案の承諾を得ることができたとして3月1日に和議を取り下げ、同月16日に昭和銀行に資産および負債を譲渡した。

以上の和議手続の利用につき若干の考察を試みたい。無論、以上の展開は銀行に關するものであり、また当時の政府方針も反映しているため一般化には慎重であるべきことに留意しつつも、少なくとも銀行整理の文脈においては私的整理が最善策であり、和議手続は次善の策であったというのが当時の認識であったように思われる。もっとも、これは和議手続に意味がなかったというのではなく、①のように和議計画案が可決された場合に限らず、②③も和議手続での多数決が背後に存在したからこそ全債権者が同意したものと考えられ、したがって和議手続は債権者債務者間での交渉を促進する、いわば「伝家の宝刀」としての意味を有していたのではないかと推察される。

2. 和議法改正の試み

(1) 特別法立案の動き

以上の通り銀行の破綻処理について和議法の活用が志向されたものの、同法については次のような不備が指摘され、なお銀行の倒産処理の策としても不十分なもの

とされた。まず、債権者が和議を申し立て、かつ和議不成立となった場合には破産手続に移行すると和議法では規定されていたため（和議法59条2号、9条1項）、和議の申立ては事実上「背水の陣を引く」のと同義であったとされた⁽⁴⁵⁾。その他にも、銀行の破綻処理に際して問題となりうる和議法の欠点としては、①和議計画の成立までに早くとも2～3カ月程度と比較的長期間を要すること、②和議計画の議決のためには出席債権者の過半数かつ債権総額4分の3以上の同意が必要であり、成立要件が厳格に過ぎること、③債権者平等の観点から小口債権者も含め按分弁済が求められること、仮に少額預金を優先して支払う和議計画を立案しても債権者平等に反するために裁判所による和議の棄却となり破産手続への移行が強制される結果となること、そして④休業銀行の財産保全のための方途が不十分であること——特に債権者が銀行に対して債務を有していた場合預金債権を自働債権とする相殺が行われところ、預金証書を安値で買い入れて相殺を行うことも少なくなかったとされる⁽⁴⁶⁾——があげられていた。⁽⁴⁷⁾

このような経緯の中で計画されたのが「休業銀行管理法」の制定であり、その中で、財産保全を確実にするための整理人制度を導入するとともに、整理案の制定・実行をより容易ならしめる方途として和議法を積極的に活用する計画が立案されることとなる。この計画は1927年12月より開始され、大蔵省は、大蔵大臣の承認を受けた整理案に対する和議について以下の特則を設けて和議成立の容易迅速を図ろうとした⁽⁴⁸⁾。その特則とは、和議計画成立のための可決要件を4分の3から3分の2に引き下げること、債権者集会を省略できる簡易な手続を定めること、および、債権者平等原則を緩和し、少額預金者に対する優先的な払戻しを定めた計画案の立案を可能とすることである。

またこのほか休業銀行の財産保全のための制度として、第一に、倒産開始前から銀行休業時には財産管理人を選任し重要な財産処分への承諾を与える、第二に、休業銀行に対する預金債権を自働債権とする相殺を禁じる、第三に、休業銀行の整理

(45) 加藤正治『和議法要論』（有斐閣・1935年）9頁。

(46) このような相殺が債権者平等に抵触し、社会問題化していたことにつき、樋貝・前掲注（39）86頁。

(47) 匿名記事「休銀整理案としての和議」法律新聞2730号（1927年）18頁。

(48) その簡略な現代語訳として、杉村・前掲注（41）14頁。

案に大部分の預金者が同意した場合には少数の不同意預金者が破産申請を行っても裁判所は破産宣告を行わない、という案が策定された。

(2) 改正案への批判と法改正の断念

以上の大蔵省の休業銀行整理法に対しては司法省からの反対があったとみられるものの、その内容が具体的に公表されているわけではなく、それに代わり、斎藤常三郎博士の同法案に対する意見が当時の法学者の意見を反映しているとされるため、⁽⁴⁹⁾以下これを簡潔に紹介する。⁽⁵⁰⁾

法案に対する批判の第一は、和議可決の条件を4分の3から3分の2に引き下げることに對して、かような引下げは、債務者である商人の無責任な営業を助長するなど和議濫用の弊を招くこと、および、銀行のみ定足数を引き下げるべきではなく、むしろすべての債務者につきこのような引き下げを行うか、銀行は債権者の数や社会的影響に鑑みて銀行のみ定足数を5分の4などに引き上げるべきことである。

第二に、和議法の公平・平等の概念を広く解し、休業銀行預金の支払に限り小口債権を全額支払うことについての批判であり、かかる扱いは衡平正義に反するだけでなく、小口・大口債権の区別が困難であって、また、小口債権者＝無産階級、大口債権者＝資産家という図式が必ずしも当てはまるものではないとする。そもそもこのように債権者平等を厳格にとらえようとする見解は、当時の他の文献にも見られる通り、銀行破綻を離れた和議法一般において債権者平等について厳格にとらえようとする傾向が強く、⁽⁵¹⁾したがって債権者平等は休業銀行整理案への批判の中でも⁽⁵²⁾

(49) 杉村・前掲注(41)15頁。

(50) 斎藤常三郎「休業銀行整理法案に就て」大阪朝日新聞昭和3年1月17日～20日記事。日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和篇第二十六卷』（大蔵省印刷局・1970年）810頁収録。

(51) 山内確三郎「再び和議に依る整理に就て（一）」法律新報127号（1927年）1頁。

(52) 例えば戦前において債権者平等につき判断した裁判例としては、利率の異なる債権及び無利息の債権がある場合に、一律に元本額の1割7分の支払をし、その余の元本債権及び利息債権をすべて免除する和議計画が債権者平等に反するとした大決昭和7年3月8日新聞3389号11頁（これを支持する評釈として、加藤正治「判例研究」法協51巻4号（1933年）163、165頁）、危機時機前に発生した利息および遅延損害金債権と、危機時機後に発生した同債権との弁済率を区別する和議計画は債権者平等に反するとした裁判例として大決昭和9年7月9日民集13巻16号1327頁がある。他方で、各債権者の免除の時期を異ならしめる和議条件は平等原則に反しないとする裁判例（大決昭和8年4月8日（加藤正治「判批」法協56巻12号（1938年）2452頁参照））がある。

特に強いものであったと推察される⁽⁵³⁾。

第三に、同法案が掲げる休業銀行の資産散逸の防止の方法、すなわち預金と債権との相殺を禁止することおよび休業銀行について財産管理人を選任することについて、そもそも現行和議法の規定で対応可能であるし、⁽⁵⁴⁾ 後者については倒産手続開始前の債務者の財産処分権を著しく制限することになるため不当であるとする。また、少数の反対債権者の破産申立権を剥奪する規定についても、仮に不当な破産申立てがあったとしても債務者が和議手続を申し立てることにより対応できるから、やはり特別の規定は不要であるとされる。

以上の批判を受け、休業銀行整理法による和議法への特別規定の制定は見送られることとなった。なお昭和4～7年の昭和恐慌下においても銀行の破綻が相次ぎ、和議の統計、特に債権者数および債権額を見る限り銀行破綻処理にはなおも和議法が用いられたものと思われるが、⁽⁵⁵⁾ この点については筆者の力量および1930年代の銀行破綻処理に関する資料の乏しさゆえに本稿では対象外とせざるを得なかった。⁽⁵⁶⁾

Ⅳ. 分析——特に戦後倒産法との関係について

1. 小括

以下、特に現代の観点から見ての和議法の理論および利用について分析を行うが、その前提としてⅡおよびⅢの内容を簡潔に整理する。

和議法では、その制定時より破産予防などの意義が述べられるとともに、私的整理に対しても反対債権者の多数決による拘束といった優位性が説かれていた。しかしながら実際には和議手続の利用件数は伸びず、その原因として、公告や予納金、手続に要する期間などの問題もあるが、主要なものとしては、和議条件の履行の意思がないままに和議を申し立てる場合をはじめとする濫用的な申立てへの警戒感、そしてそのような濫用的な申立てを防止する措置が当時の和議法には不十分であっ

(53) ただし、加藤正治「休業銀行整理案の実行は和議に限る」東京朝日新聞昭和2年8月25～26日記事は、小口債権者への優先弁済を肯定する。

(54) 相殺につき和議法5条が引用する破産法104条3号（相殺禁止）、財産管理につき和議法20条（保全処分）。

(55) さしあたり、新藤寛「昭和恐慌期における休業銀行・開店休業銀行の実態と影響」地方金融史研究第18号（1987年）101頁。

(56) 拙稿・前掲注（1）、特に表（4－6）参照。

たことを挙げるができる。

以上のような中で、1920年代後半からの休業銀行整理において和議法が注目を集めるようになる。もっとも、かかる銀行整理でもあくまで主たる整理方法は私的整理であり、また当時の和議法は銀行整理にとっては、整理案の可決要件が厳格であるなど不備があった。そこで当時の大蔵省は、可決要件の引下げや債権者平等の柔軟な解釈を可能とする和議法改正を試みたものの、濫用的な和議申立ての警戒や債権者平等を厳格に解すべきとする当時の学説により改正には至らないままとなったのである。

2. 総論的問題——和議法の位置づけ

(1) 私的整理との対比および可決要件から見る濫用へのおそれ

以上の和議法の利用状況および当時の学説について、戦後の会社更生法および現在の観点から分析を試みたい。

まず、可決要件の変遷からみる手続濫用のおそれについて検討を行う。大蔵省は金融恐慌下に和議利用促進のために可決要件引下げの提案を行ったが、学説からはかかる引下げは和議手続の濫用を助長するとして強く批判された。和議手続濫用に対する懸念は和議法立法時から学説から強く示されていたところであり（前掲Ⅱ3(1)、4分の3という、現在の目からすれば厳格ともいえる可決要件もこれを反映したものと考えられる。

そして、戦前の私的整理についてはこれまで十分検討されてきたわけではないものの、かかる濫用の懸念は私的整理と対比することによって、より明白になるように思われる。すなわち、Ⅲ1(2)でも述べた通り、少なくとも銀行整理の文脈でもまず債権者全体の同意に基づく再建計画案の成立、つまり私的整理が原則とされていたように、1920年代の再建型手続としてはまず私的整理が念頭に置かれ、和議手続は「伝家の宝刀」という位置づけであって、大多数の債権者が私的整理案に同意している場合に少数の債権者を拘束することに主眼が置かれていたのではないかとと思われる。そうであるからこそ和議成立の要件は4分の3であり、またこれを引き下げることに対してはアレルギーが表明されたものと推察される。

以上のような濫用のおそれは戦後どのように変化したと考えられるか。可決要件の改正から検討するに、戦後に制定された旧会社更生法における更生計画の可決要

件は更生債権者の議決権総額の3分の2（旧205条⁽⁵⁷⁾）、さらに現行の民事再生法および会社更生法では更生債権者の有する議決権総額の過半数（民事再生法では議決権者の過半数および議決権総額2分の1以上の議決権者の同意）に引き下げられており、特に前者の3分の2については、1928年の段階では緩やかに過ぎるとして学説が反対した数値である。かつて反対された数値がなぜ受け入れられたのか、一つには戦後の会社更生法制定時のアメリカ法の影響⁽⁵⁸⁾もあったと解されるほか、再建型法的整理制定から30年経過し、法的整理手続への警戒感が薄らいだという事情も考えられるが、なお検討が必要であろう。

また、「少数債権者の拘束」という文脈での、100年前と現在の学説の対比も試みたい。周知の通り、2020年代の現在においても私的整理においては全員一致が求められるところ、仮に少数の（不合理な）反対債権者が存在した場合にこれをいかに扱うか、私的整理に多数決を導入すべきではないかが議論⁽⁵⁹⁾されている。このような、私的整理で少数の反対債権者をいかに拘束するかという問題は100年前から存在しており、少数債権者を拘束可能であることは、かつては私的整理と対比しての法的整理の意義であり、またそれゆえに法的整理に対する警戒感が生じていた。100年を経て、今度は「私的整理vs私的整理」という形でこの問題が再燃しているように思われる。

(2) 対象債務者

また、Ⅲでみた通り、銀行の倒産処理手続は国策的な色彩が強く、その一環として和議手続に焦点があてられることとなった。これに対して現在の企業倒産では、JALの場合が典型である⁽⁶⁰⁾が、国策にもかかわる大規模な倒産処理については会社更

(57) その他更生担保権者等の所定の同意が必要となる。現行会社更生法196条も同じ。

(58) 1937年制定のアメリカ法の連邦破産法でも債権者集会での可決要件は過半数であった。（旧連邦破産法56条a：別段の定めがない限り、債権者は、その集会において付議された事項につき、債権が認可されかつ出席している債権者の過半数にして、その債権額が総額の半数を超える者の議決によって決定する）。

(59) 山本和彦「私的整理と多数決」NBL1022号（2014年）14頁、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_daili/siryou2.pdf）など。

(60) JAL再建について詳細を述べる文献は枚挙にいとまがないが、倒産法の文脈から論じるものとして、瀬戸・前掲注（6）858頁、同・「公的再生支援と公正な競争——JAL再生支援の副産物」多比羅誠弁護士喜寿記念『倒産手続の課題と期待』（商事法務・2020年）65頁、山本和彦「企業再生支援機構とJALの更生手続」ジュリ1401号（2010年）12頁など。

生法が担当し、他方で現在の民事再生法は中小企業の破綻処理が念頭に置かれている。無論、実際には大規模な法人であっても民事再生手続による倒産処理が多いとはされるものの、少なくとも理念的には民事再生法と会社更生法とは住み分けがされている。

それでは、戦後の会社更生法制定直後においても、和議法と会社更生法はそのように住み分けがされたのか、すなわち、戦前は和議法が担っていたところの国策・大規模な倒産処理手続が会社更生法の担当となり、和議法はやはり中小企業向けの倒産処理としての役割に特化する形となったのかについては今後検討する必要があるように思われる。

また、戦後の倒産法の再編において、戦前から和議法の問題点はⅡ 2, 3 で述べたように相当数指摘がされていたにもかかわらず、なぜ同法が改正されなかったのか。戦後の多数の法改正において単に和議法の改正にまで手が回らなかったのかも含め、当時の文献を踏まえた研究が行われることが望ましい。

3. 各論的問題——債権者平等のあり方

時代を問わず、債権者平等が倒産法の基本理念の1つであることについては論を俟たないが、具体的にそれが何を意味するのかについては、戦前から現在にかけて変化が見られるように思われる。

まず現在でも債権者平等の意味は原則としては形式的平等であるものの、債権の発生原因などを考慮して衡平の理念から同種の債権を異別に扱うこと、すなわち実質的平等も許容されており、例えば民事再生法155条1項本文は「再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない」と規定するものの、同項但書は不利益を受ける者の同意がある場合や少額の再生債権については別段の定めをすることも可能としている。また同法85条2項および4項は、一定の債権について再生計画外で弁済をすることも認めている。このような実質的平等への志向は、不法行為債権者などを念頭に置いて2000年前後から強く主張されるようになり、近時は私的整理との対比および法的整理の利用促進という文脈におい

(61) 高橋宏志「債権者の平等と衡平」ジュリ1111号（1997年）156頁、畑宏樹「倒産債権の劣後的処遇の局面における債権者間の実質的平等」上智法学42巻2号（1998年）301頁など。戦後の債権者平等をめぐる学説の展開につき、河崎祐子「『債権者平等原則』の法的性質」春日偉知郎先生古稀祝賀『現代民事手続法の課題』（信山社・2019年）543頁以下。

て、民再85条5項後半を柔軟に活用して商取引債権への弁済を認めようとする見解もみられるなど、議論の深化がみられる論点である。

これに対して戦前の和議法では、債権者平等の意義としては形式的平等がより強く志向されていた⁽⁶²⁾。そしてこのような傾向は銀行破綻をめぐる議論でも同様であり、銀行の破綻処理時においては、小口の預金者の預金を全額保証しようとする動きが大蔵省主導で見られた一方、そのような小口預金者保護は債権者平等に反するとして批判したのはむしろ学説の方であった。また、銀行が実際に小口預金者を保護しようとする再建計画を立てた場合には、債権者平等に反するとして不認可となる可能性があり、そして不認可となればもれなく破産手続に移行するおそれをして、各銀行がその破綻処理に際して和議手続の利用に二の足を踏む原因の一つとならしめたということが明らかとなった。

債権者平等をめぐる以上のような差異が生じた背景には、大規模環境被害の発生などによる社会政策的配慮を挙げること可能である一方、戦後のアメリカ法の導入ないし会社更生法定制およびその後の同法改正も挙げられるように思われる。すなわち、和議法では平等原則の例外について不利益を受ける債権者の同意がある場合のみ明文上認められていたところ（49条2項）、まず旧会社更生法では「債権の少額なものにつき別段の定めをし、その他…差異を設けても衡平を害しない場合」には、同種の債権につき別異に扱ったとしても債権者平等には反しないと（同法229条）、さらに同法の昭和42年改正で、計画外での中小企業ないし少額債権弁済許可が定められた（同法112条の2⁽⁶⁴⁾）。この議論が和議法にも導入され、和議条件でも少額債権や中小企業などに有利な和議条件を認めても平等原則に反しないという主張がされるようになった⁽⁶⁵⁾。このように、会社更生法下の議論をうけて、和議法においても債権者平等緩和の議論が展開されている。

(62) 伊藤眞「ソフトローからハードローへ——多数決原理の導入は私的整理の機能強化に資するか」債管185号（2024年）120頁。例えば、JALの会社更生手続において、会社更生法47条5項後半を柔軟に解釈して商取引債権の弁済が行われている瀬戸英雄「日本航空の再建」田原睦夫先生古稀・退官記念『現代民事法の実務と理論（下）』（金融財政事情研究会・2013年）882頁。

(63) 前掲注（53）参照。

(64) 伊藤編集代表・前掲注（3）80頁〔田原睦夫〕によれば、特に1項については、下請保護の要請から立法されたこととされる。

(65) 谷口安平『倒産処理法〔第2版〕』（筑摩書房・1976年）348頁。

V. おわりに

1920年代の和議手続の実情は、一言でいえば利用件数が僅少にとどまったということであるが、その原因に立ち入って検討すれば、従前言われてきた制度の不備のほか、私的整理と対比されるところの多数決による少数債権者の拘束についての警戒感が、おそらく現在以上に強かったことも原因ではなかったかと考えられる。これを前提としたうえで、戦後から現在に至るまで各種倒産手続の位置づけないし利用者の認識がどのような変化を遂げたのかはさらに詳細に検証する必要があるが、現在の仮説を最後に提示したい。

まず①戦前の再建型倒産処理の原則は私的整理であり法的再建型手続である和議手続は手続利用者の警戒感ゆえに限定的に利用される存在であったところ、②戦後の会社更生法制定以降は法的整理の地位が見直されて再建型倒産処理手続の中心に踊り出る一方で私的整理は規定が不明確であるとの批判を受けて脇に置かれ、そこからさらに③2000年以降は各種私的整理の手続規定が整備されて再び私的整理が脚光を浴びるようになり、そして④現在、私的整理での多数決により反対債権者を拘束することの是非について議論されるに至っている、との経緯を有するのではないか。

この考えの検証も含め、本稿では積み残した課題も多く、戦後の会社更生法制定⁽⁶⁶⁾以降の再建型手続の学説および実務の動きについては他日を期したい。

(66) 同法の立法にあたっての理念の検討にあたり参照しうるものとして、位野木益雄編著『日本立法資料全集47, 48 会社更生法〔昭和27年〕(1)、(2)』（信山社・1994年、1995年）、青山善充編著『日本立法資料全集49 会社更生法〔昭和27年〕(3)』（信山社・2016年）など。